

第12節 行政体制の整備

1 年金記録問題等への対応と日本年金機構発足^{*1}

(1) 年金記録問題への対応

年金記録問題については、公的年金制度に対する国民の信頼を回復するために欠くことのできない最優先課題として、これまで、以下のような対応を進めてきた。

- ① 2007（平成19）年12月から2008（平成20）年10月までにすべての年金受給者及び現役加入者約1億9百万人に送付した「ねんきん特別便」に対して、2010（平成22）年3月26日時点までに約74%に当たる8,084万人の方から御回答をいただき、このうち約97%に当たる7,859万人の方について、年金記録の確認作業を完了した。
- ② 「ねんきん特別便」の取組みと並行して、基礎年金番号に未統合の記録の内容に応じて、住民基本台帳ネットワークを活用した調査、旧姓情報を活用した調査等の解明作業を行い、未統合記録の持ち主であると思われる方に対し「年金記録の確認のお知らせ」を送付して記録を確認いただいた。

このような取組みの結果、2006（平成18）年6月に5,095万件あった基礎年金番号に未統合の記録は、

- (i) 既に基礎年金番号に統合済みの記録が約1,460万件、
- (ii) 死亡・脱退手当金受領等一定の解明がなされた記録が1,572万件、
- (iii) 名寄せにより特別便を送付した記録が589万件、
- (iv) 住基ネット調査等解明作業が進展中の記録が486万件、
- (v) 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録が988万件

となっている（2010（平成22）年6月公表）。

- ③ 「名寄せ特別便」^{*2}に「訂正なし」と回答された方やいまだ回答の無い方のうち、未統合記録が結び付く可能性が高い方に対して、電話や訪問等による確認作業を行っている。

電話番号が判らない等の理由により年金事務所では確認できない方に対しては、国民健康保険や介護保険等の情報を活用し、御本人の連絡先の確認や御本人に対する記録の確認を行うことなどの協力を市区町村に依頼してきた。

2010年4月30日現在、1,439市区町村から御協力いただけるとの回答をいただいております。このうち1,369の市区町村において、実際に御本人への記録調査や電話番号等の情報提供を実施していただいている。

この結果、これまでに6,986人の方の未統合記録が確認され、そのうち3,853人の方の年金記録が回復された。

- ④ 年金記録統合後の再裁定申請から年金支払いまでの期間の短縮化を図り、2009年3月末には、再裁定の申出受付から過去5年分の支払いまでの平均処理期間が、全体として7.2か月要していたものが、2010年5月末には、2.7か月程度となった。

^{*1} 年金記録問題等の経緯については第1部第1章第1節を、日本年金機構の設立や年金記録問題への対応については第1部第2章第1節を参照。

^{*2} 2008年3月末までに「5千万件の未統合記録」と「1億人のすべての年金受給者や現役加入者の方の記録」との間で氏名・生年月日・性別の3条件によるコンピュータ上での突合せ（名寄せ）を行い、その結果記録が結び付く可能性がある方々（1,030万人）に対し、送付した「ねんきん特別便」。

- ⑤ 記録回復については、できる限り迅速に進めていくという観点から、2009年10月に厚生労働大臣直属の第三者からなる「年金記録回復委員会」を開催し、その具体策について検討を行ってきた。検討結果の第一弾として、年金記録が誤っている可能性が高いと考えられる事案について、速やかに記録回復を進めることができるようにするため、2009年12月に年金事務所段階における新たな記録回復基準を設定した。さらに、2010年5月には、第二弾として脱退手当金事案に関する新たな回復基準を設定した。
- ⑥ 2008年度より国民年金の特殊台帳^{*3}とコンピュータ記録との突合せに取り組んでいるところであり、2010年5月末現在、保管している3,096万件のうち、99%に当たる3,089万件について突合せが完了し、うち、年金額が増額となる受給者6.9万件に対しお知らせを送付し、そのうち5.2万件については年金記録を訂正し、再裁定の進達まで至っている。

「国家プロジェクト」と位置づけられている年金記録問題への対応については、今後、厚生労働省と日本年金機構とが一体となって、2010年度、2011（平成23）年度の2年間に集中的に取り組み、2013（平成25）年度までの4年間にできる限りの対応を進めることとしている。

具体的には、以下の取組み等を進めることとしている。

- ① 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せについて、2010年度～2013年度の4年間で全件の突合せを行うこととしている。

その際、年金記録の回復の可能性が高い方々を類型化し、優先順位を付けつつ効率的に全件実施し、記録問題の早期解決を図ることとしている。

- ② ご自身の年金記録をいつでも確認できる仕組みを構築するため、現在行っている、自宅のパソコンを使ってインターネットで年金記録を確認できるサービスを拡充し、2010年度より自宅にパソコンがない方も市区町村や郵便局などにおいて補助員の補助を受けながら、インターネットで年金記録が確認できるようにすることとしている。

さらに、2011年度には、確認できる年金記録の内容についても、保険料納付額や年金見込額といった内容を追加することとしている。

その上で、年金通帳について、①提供する情報の範囲、②情報を提供する場所、③年金見込額の内容や示し方等について国民的な調査を実施し、内容を確定させた上で、実現することとしている。

- ③ また、脱退手当金のサンプル調査等を通じて実態把握に努めるとともに、年金記録確認第三者委員会の協力を得つつ事例分析等を行い、年金記録回復委員会の助言をいただきながら、記録回復に向けた方策について検討することとしている。

(2) 日本年金機構の発足

2010（平成22）年1月1日、政府が管掌する公的年金事業の運営を担う非公務員型の公法人である日本年金機構が設立された。

日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対するお客様である国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを、その使命としている。

この使命を果たすため、日本年金機構の前身である旧社会保険庁が国民の皆様の不信を招いた

*3 特殊台帳とは、国民年金の被保険者台帳のうち、年度内の一部の期間に未納や免除などがある者の記録を記載した台帳であり、年金事務所でマイクロフィルム化して保管している。

様々な問題を踏まえ、年金記録問題への対応を最優先課題として全力を挙げて取り組むこととしている。

また、日本年金機構法に定める基本理念や「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」に基づき、正確・確実な業務遂行や提供するサービスの質の向上を図り、業務についてお客様目線に立って不断の改善を行い、その成果を積極的に公表することとしている。

具体的には、

①お客様の立場に立ったサービスの提供のための取組みとして、

1) 「お客様へのお約束 10 か条」を策定し、その実現に努める。

2) 年金事務所におけるお客様モニター会議の開催、「ご意見箱」の設置等お客様の声を収集し、サービス改善につなげる仕組みを導入する。

3) 「お客様へのお約束 10 か条」の取組状況等を客観的に評価するための覆面調査を実施し、お客様に対するサービス向上を図る。

4) 年次報告書（アニュアルレポート）を作成し、分かりやすく情報提供を行う。

②公正・透明な業務運営のための取組みとして、研修等によるコンプライアンスの確保、リスク管理の仕組みの構築、事務処理誤り等の公表等を行う。

③戦略的な人事、人材育成のための取組みとして、能力・実績本位の人材を登用するとともに、評価のフィードバックの徹底など、透明性・公平性・納得性が高い人事評価制度を実施する。

等の取組みを通じて、真にお客様に信頼される組織を目指すこととしている。

2 社会保険・労働保険の徴収事務の一元化

(1) 社会保険・労働保険徴収事務センターの設置

厚生労働省では、事業主の利便性の向上や行政事務の効率化を図る観点から、社会保険と労働保険の徴収事務のうち、可能な事務について一元的な実施を行っている。

具体的には、2003（平成 15）年から「社会保険・労働保険徴収事務センター」を全国の日本年金機構年金事務所（設置当時は社会保険事務所）内に設置し、現在、以下の事務について一元的な実施を行っている。

1) 申請・届出の受付

社会保険料算定の基礎となる賃金の届出（社会保険の算定基礎届）や労働保険の保険料額の届出（労働保険の年度更新申告書）、新たに労働者を採用した際に提出する被保険者資格取得届などの両保険に共通する申請・届出を一括して受け付けている。

2) 説明会の開催

社会保険、労働保険の適用事業所に対する説明会を開催し、両保険の申告・届出書の記載方法の説明、制度改正の情報提供を行っている。

3) 事業所調査及び滞納整理の実施

社会保険、労働保険の賃金や保険料額に関する事業所調査、両保険の保険料を滞納している事業所に対して行う納付督促を共同で実施している。

(2) 算定基礎届と年度更新申告書の提出期限の統一等

2009（平成21）年度から労働保険の年度更新申告書の提出期限（5月20日）を社会保険の算定基礎届の提出期限である「7月10日」に統一するなど、事業主の利便性の向上を図っている。

また、今後とも、社会保険と労働保険の申請・届出様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を順次行うなど、運用面での工夫も継続することとしている。

3 独立行政法人・公益法人に関する取組み

(1) 独立行政法人に関する取組み

厚生労働省が所管する独立行政法人は、2010（平成22）年4月1日に国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）が独立行政法人化されたこと（第5節1（3）（210ページ）参照）に伴い、22法人（共管法人2法人を含む。）となっている。

1) 中期目標期間終了時の見直し

独立行政法人制度においては、3年から5年までの定められた期間（中期目標期間）の終了時に、組織体制や業務全般に関する見直しが行われることとなっているところであるが、2009（平成21）年度に中期目標期間が終了する二つの独立行政法人について、次のとおりの見直しを行うこととした。

- ・独立行政法人医薬基盤研究所（医薬品技術及び医療機器等技術に関する研究開発及びその振興を行うもの）については、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策など国の政策課題の解決等を図る調査研究に重点化すること等の見直しを行う。
- ・年金積立金管理運用独立行政法人（厚生年金保険及び国民年金の積立金の管理・運用を行うもの）については、引き続き、厚生年金保険法に基づき長期的な観点から安全かつ効率的な管理運用に努めることとともに、①業務の透明性の向上や、②業務の効率化を進めること等の見直しを行う。

2) 行政改革の推進

独立行政法人については、2009年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、独立行政法人の事務・事業の在り方を検討し、廃止、民営化、移管、運営の効率化等の抜本的な見直しを行うこととされている。

(2) 公益法人に関する取組み

厚生労働省所管の特例民法法人は、2009（平成21）年12月1日現在1,029法人となっている。

公益法人改革については、2006（平成18）年6月に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等が公布され、2008（平成20）年12月1日に施行された。これらの法律の施行後、特例民法法人は5年間の移行期間内に公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請ができる（移行期間内に移行しない公益法人は解散したものとみなされる）こととされているため、厚生労働省としても、所管の特例民法法人が定められた期間内にそれぞれ移行先を選択できるよう取組みを進めているところである。

特例民法法人の指導監督については、2001（平成13）年2月、政府として全面的な見直し

が行われ、厚生労働省においても、指導監督の責任体制を確立するとともに、少なくとも3年に1回の立入検査（2006～2008年の立入検査実施率97.6%）を実施するなど指導監督の一層の強化・徹底を図っており、5年間の移行期間においても、引き続き、所管特例民法法人の適正な業務運営の確保に取り組んでいくこととしている。

また、2009年12月25日に閣議決定された「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」において、国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人に関し、行政から支出又は権限の付与を行っている事務・事業について、廃止、縮小、実施主体の変更等の徹底的な見直しを行うこととしている（第1部第2章第3節2（4）参照）。

4 情報化の推進

(1) 情報化の推進

政府は、2006（平成18）年1月に策定した「IT新改革戦略」に基づき、2008（平成20）年6月には「IT政策ロードマップ」を、同年8月には「重点計画 - 2008」を策定し、目標達成のための諸施策を遂行している。厚生労働省においても、これらの戦略等に基づいて、医療分野や就労・労働分野、行政サービス分野等におけるITによる改革に取り組んでいる。

さらに政府は、2010（平成22）年5月に「新たな情報通信戦略」を、6月には同戦略工程表を策定したところである。同戦略は、①国民本位の電子行政の実現、②地域の絆の再生、③新市場の創出と国際展開の3本柱を内容としている。今後、同工程表に基づき医療・健康・介護・福祉・労働の各分野において具体的取組みを進めていく。

(2) 情報化の推進に向けた主な取組み

1) 厚生労働分野におけるIT利活用の促進

① 医療・健康・介護・福祉分野の横断的な情報化

「IT新改革戦略」において、医療・健康・介護・福祉分野の横断的な情報化方針、具体的なアクションプラン等を示す情報化のグランドデザインを2006（平成18）年度末までに策定することとされたことを受け、2007（平成19）年3月27日に、「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン^{*4}」を決定し、公表した。この中で、医療・健康・介護・福祉分野においてIT化が進められた将来の目指すべき姿を提示するとともに、この将来の姿を踏まえ、2006年度からおおむね5年間に厚生労働省が取り組むべき施策及び事業の計画を示すアクションプランを盛り込んでいる。

現在、このアクションプランに基づき、段階的に、かつ、着実に施策を実施している。

② 医療・健康分野の情報化

医療・健康分野においては、ITの活用が、保健・医療の効率化、安全確保、質の向上に資するものであり、ITを活用した医療機関間の連携の促進、レセプトの電子化、健診情報等の活用等について取り組んでいる。レセプトの電子化については、医療保険事務全体の効率化を図るため、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプ

*4 「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」は、厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/03/h0327-3.html>

トについて、個人情報の保護等に十分配慮した上で、2006年度から電子化を進めていたが、2009年11月にオンライン請求又は電子請求を原則とするとともに、手書き、高齢などの理由より電子化が困難である場合、例外措置を定めたところである。

また、2008（平成20）年3月から、総務大臣と厚生労働大臣の下、「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」を開催し、2008年7月に「中間とりまとめ」が取りまとめられた。

さらに、個人が自ら健康情報を管理し、健康管理等に活用するための基盤づくりを目的として、総務省、経済産業省との三省連携の下、2008年度から3か年計画で「健康情報活用基盤実証事業」を実施している。

③ 介護・福祉分野の情報化

介護・福祉分野においては、障害者等の自立支援や福祉サービスの質の向上を図るため、ITを活用した生活支援機器の開発、在宅就労の支援に取り組んでおり、関連する国家資格に係る養成課程におけるIT・情報教育の導入等の検討に取り組むこととしている。また、介護保険レセプトデータを活用し、介護サービスの高度化や質の向上、介護予防に一層効果的に推進することとしている。

④ 「社会保障・税に関わる番号制度」の検討

「社会保障・税に関わる番号制度」については、平成22年度税制改正大綱（2009（平成21）年12月22日閣議決定）において、府省横断的に検討を行い、1年以内を目途に結論を出すこととされている。これを受け開催されている「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」において、6月末に、中間取りまとめが行われた。今後は、パブリックコメントにより寄せられた、この中間取りまとめに対する国民の皆さまのご意見を伺いつつ、更に検討が進められる予定であり、厚生労働省も積極的に議論に参加していく。

また、社会保障カード（仮称）については、政府におけるこれまでの健康保険証のICカード化等の社会保障分野の情報化に関する議論を受けて、検討が進められてきた。社会保障カード（仮称）は、社会保障制度の手続き等の効率化や情報の可視化、透明化を進め、社会保障制度の信頼性の向上を図ることを目的としており、昨年度と今年度は運用面での課題の抽出とその対応を検討するために実証事業を行っている。

今後は、「社会保障・税に関わる番号制度」との関係性に留意しつつ、実証事業の結果を踏まえ、社会保障分野における情報連携基盤の整備について検討を進めて行く。

⑤ 就労・労働分野の情報化

就労・労働分野においては、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して容易に求人情報を入手することができる官民連携した雇用情報システム「しごと情報ネット」について、求職者マイページ・メール配信サービスを行う等、利用者サービスの向上を引き続き図っている。

2) 行政サービス分野におけるIT利活用の推進

行政サービス分野においては、対面を要する手続等一部の手続を除き、すべての手続について、いつでもどこでも、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」のホームページから、オンライン申請を行うことが可能となっている（図表2-12-1）。

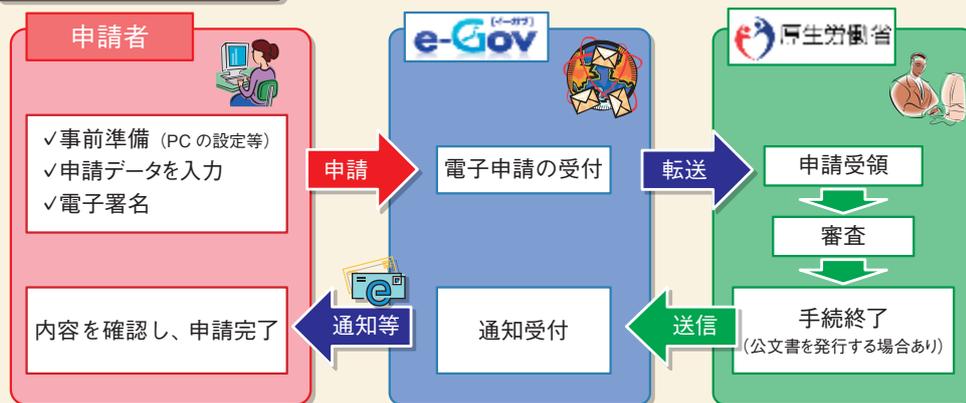
政府全体では、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を、2010（平成22）年度までに50%以上とすることが目標とされており、この目標を達成するた

図表 2-12-1 電子申請のメリット・イメージ

電子申請のメリット

- 24 時間 365 日いつでも！
- 記入漏れ等のミス防止！
- 自宅や会社のパソコンから！
- まとめて申請可能！

電子申請のイメージ



図表 2-12-2 「オンライン利用拡大行動計画」の基本方針

「オンライン利用拡大行動計画」の基本方針

- 2009（平成 21）年度から 3 年間で集中的に取り組む、重点的な取組事項を策定
- 特に申請の多い手続や届出を重点手続として選定し、重点手続の分野毎に新たな目標率を設定

厚生労働省における目標利用率と実績値

重点手続（21 手続）の今後の目標利用率

	2007 (平成 19) 年度	2008 (平成 20) 年度	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度	2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度	2013 (平成 25) 年度
目標値	42%	43%	47%	51%	60%	65%	70%
実績値	42%	46%	—	—	—	—	—

先行手続（11 手続）の今後の目標利用率

	2007 (平成 19) 年度	2008 (平成 20) 年度	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度	2011 (平成 23) 年度
目標値	47%	48%	52%	56%	65%
実績値	47%	52%	—	—	—

※目標利用率には、窓口等において磁気媒体で提出されるものも含む。

め、2006（平成 18）年 3 月に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、各種取組みを進めてきた。更に、2008 年 9 月には、それまでの取組みを抜本的に見直し、新たな目標を設定の上、種々の改善措置を集中的に講ずることとした「オンライン利用拡大行動計画^{*5}」が策定され、取り組んでいるところである。

厚生労働省としては、国民や企業による利用頻度が高い手続を中心に、労働保険・社会保険分野の 21 手続を重点手続として選定し、また、そのうち取組みの効果が比較的早期に現れやすい手続を先行手続として位置づけ、各年度ごとに目標を掲げ、これまで以上に積極的に取り組んでいるところである（図表 2-12-2）。

* 5 厚生労働省における「オンライン利用拡大行動計画」を紹介したホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/09/index.html>

なお、ITの活用による国民の利便性向上と行政運営の簡素化、効率化の実現のため、2005（平成17）年度に社会保険・労働保険分野などの業務について、それぞれ「業務・システムの最適化計画^{*6}」を策定し、現在、12業務についてこの計画に基づき、業務及びシステムの最適化に取り組んでいるところである。

国民年金及び厚生年金保険の年金加入状況については、インターネットバンキング等で広く用いられているID・パスワード認証方式を活用することにより、2006年3月から、インターネットによる被保険者に対する記録照会サービスを実施している。また、2009年3月からは年金受給者についてもこのサービスが利用できるように対象を拡大したところであり、ITの活用によりいつでも御自身の年金記録を確認できる環境を整備している（第1部第2章第1節2（5）（30ページ）参照）。

（3）個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」（2005（平成17）年4月1日全面施行）の施行に伴い、厚生労働行政の分野においても、その分野の実情に応じたガイドライン等を策定している。

同法の全面施行後、個人情報に関する国民の意識が高まる一方、法律に対する誤解等に起因して、各種名簿の作成が中止されたり、個人情報取扱事業者が大規模災害や事故等の緊急時における家族等への情報提供を拒否するなど、「過剰反応」といわれる状況も一部に見られた。

このような状況を踏まえ、2006（平成18）年2月に、政府として「過剰反応」等に対して、

図表 2-12-3 個人情報の保護に係るガイドライン等^{*7}

分野	案件
医学研究	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
	疫学研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
	遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年12月28日告示）
	臨床研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
	ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成18年7月3日告示）
医療	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通達）（平成18年4月21日見直し）
	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日通達）
	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月1日通達）
	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月31日通達）（平成22年2月1日見直し）
	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年9月15日通達）
雇用管理	雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年7月1日告示）
	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（平成16年10月29日通達）
福祉	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成16年11月30日通達）
職業紹介等・労働者派遣	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成16年11月4日告示）
	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成16年11月4日告示）
労働組合	個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針（平成17年3月25日告示）
企業年金	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて（平成16年10月1日通達）

*6 厚生労働省における「業務・システム最適化計画」を紹介したホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html>

*7 「個人情報の保護に係るガイドライン等」は、
 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>

法の解釈や運用基準を明確化し、ガイドライン等を必要に応じて見直し、民間事業者等へ周知徹底等の取組みを連携して推進すること「個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ」（2006年2月28日）とされたことを受けて、同年4月には、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の見直しを行った（**図表 2-12-3**）。

5 情報公開・個人情報保護等の推進

(1) 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（行政機関情報公開法）（2001（平成13）年4月1日施行）は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることが出来る権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された六つの類型（①個人に関する情報、②法人に関する情報、③国の安全等に関する情報、④公共の安全等に関する情報、⑤審議、検討等に関する情報、⑥行政事務、事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2008（平成20）年4月から2009（平成21）年3月までの厚生労働省に対する開示請求件数は11,719件であり、この受付件数は全省庁で2番目に多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

また、同時期における開示決定件数は9,687件（取下げが1,870件）であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった行政文書をすべて開示した件数は3,105件、部分的に開示した件数は5,953件、開示を行わなかった件数は535件であった。

(2) 行政機関個人情報保護法の施行

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）（2005（平成17）年4月1日施行）は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する個人情報について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された七つの類型（①生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、②開示請求者以外の個人に関する情報、③法人に関する情報、④国の安全等に関する情報、⑤公共の安全等に関する情報、⑥審議、検討等に関する情報、⑦行政事務、事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2008（平成20）年4月から2009（平成21）年3月までの厚生労働行政に対する開示請求件数は3,463件、訂正請求件数は21件、利用停止請求件数は1件であった。この受付件数は全省庁で2番目に多く、行政事務の性格上、個人情報を多数保有する厚生労働省の特徴を示している。

また、同時期における開示決定等件数は3,259件（取下げが32件）であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった個人情報をすべて開示した件数は1,509件、部分的に開示した件数は1,619件、開示を行わなかった件数は131件であった。

(3) 公益通報者保護法の施行

2006（平成18）年4月1日に、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効

等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする「公益通報者保護法」が施行された。厚生労働省においては、公益通報窓口を設置し、内部職員等及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っている。受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講ずることとしている。

2008（平成20）年4月から2009（平成21）年3月までの厚生労働省が所管する法律に関する外部からの公益通報の件数は5,011件であり、この受付件数は全行政機関の受付件数の97.7%を占めており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政の特徴を表している。

（4）「国民の皆様の声」の集計報告

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」については、厚生労働行政の政策改善につながる契機となるものであることから、2009（平成21）年11月2日より、集計結果と対応等を取りまとめたものを毎週公表しているところである。

2010（平成22）年3月29日公表分からは、地方支分部局（厚生局、労働局等）分についても併せて公表することとした。

「国民の皆様の声」として、ご意見、ご指摘等が多数寄せられているが、省内で情報を共有し、業務の改善に努めているところである（第1部第2章第3節4（1）参照）。

（5）厚生労働行政モニターについて

厚生労働行政モニターは、国民生活に密着した厚生労働行政の重要施策等に関して、広く一般国民の皆様から御意見、御要望及び御提言などを聴取し、今後における厚生労働行政の施策の企画及び立案並びに実施のための参考とするとともに、厚生労働行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的として2001（平成13）年度から実施している。

厚生労働省が担当する施策は福祉、医療、年金、働く環境の整備及び職業の安定など、幅広く、かつ、国民生活に密着したものとなっており、これらの施策を改善、充実して行く上では施策、制度を日々利用しておられる国民の皆様が、日ごろどのような問題をかかえ、これを解決するためにどのように考えているか、また、どのようなことを見聞したり、体験しているかを把握していくことが重要になる。

このため、厚生労働行政施策の問題について、日々生活されている中で、お気づきになったこと、考えていること、体験していることなどを書面で報告していただくほか、随時開催されるモニター会議においてご意見を述べていただくことをお願いしている。

2009（平成21）年度のモニター会議については、2010（平成22）年1月17日に関東甲信越ブロックに在住しているモニターの皆様にお集まりいただき、厚生労働省のホームページについてご意見を聴取したところであり、そのご意見を参考として、ホームページのトップページの見直し等を行っている。

また、当省ホームページにて、主な報告及び対応を取りまとめたものを掲載している（第1部第2章第3節4（1）参照）。

6 政策評価などの取組み

(1) 政策評価の取組み

厚生労働省における政策評価については、2007（平成19）年度から2011（平成23）年度までを計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」に基づき実施しているところである。

2009（平成21）年度の具体的な実施状況は、次のとおりである。

1) 事前評価については、①新規事業（平成22年度予算の概算要求を伴う新たな政策（事業）で、1億円以上の費用を要する重点的なもの又は10億円以上の費用を要するもの）5件、②個別公共事業（事業採択時）75件、③個別研究事業28件、④規制の新設・改廃に係る政策11件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。

2) 事後評価については、①厚生労働行政全般にわたる施策（12の基本目標及び69の施策目標からなる政策体系）のうち38件に関して実績評価方式により、②2008（平成20）年11月の政策評価・独立行政法人評価委員会において提示された重要政策1件に関して総合評価方式により、③個別公共事業（事業採択後5年経過時に継続中のもの）73件、④個別研究事業408件、⑤新規事業の事前評価を実施した事業のうち事業開始から3年を経過したもの19件、⑥成果重視事業5件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。

これらの評価結果については、2009年4月以降順次公表している*8。

なお、2010（平成22）年度からは①現状把握の徹底を行うこと、②アフターサービス（実地調査等により施策の問題点を把握し、改善へつなげる）を行う部署を、民間の方に入って頂き立ち上げることにより、国民目線で改善する仕組みを構築すること、③有識者による評価内容のチェックを拡充すること、④国民によるチェックを機能させるために、公表方法を分かりやすくする等の工夫を行うことによって、政策評価の充実を図る予定である（第1部第2章第3節3(2)参照）。

(2) 独立行政法人評価の取組み

厚生労働省独立行政法人評価委員会では、所管する16法人（共管法人2法人を含む。）について充実した評価を行うため、委員会の下に六つの部会を設け、各部会が担当法人を分担して、各事業年度の業務実績の評価などが行われている。

2009（平成21）年度は、同委員会において共管法人2法人を除く14法人の2008（平成20）年度の業務実績の評価結果が取りまとめられ、公表されるとともに、2008年度に中期目標期間が終了した独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構の中期目標期間全体の業務実績の評価結果が取りまとめられ、公表されたところである。

また、2010（平成22）年4月に設立予定の国立高度専門医療研究センター6法人を担当する部会（高度専門医療研究部会）を新たに設け、中期目標案等の審議を行ったほか、2009年度に中期目標期間が終了する独立行政法人医薬基盤研究所及び年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標案等についても審議が行われた（第12節3(1)1(399ページ)参照）。

さらに、今後は、第1部で取り上げられた独立行政法人の改革の取組みについて、その改革の取組状況の評価することとされており、2010年1月に各独立行政法人理事長あてにその評価を行うに必要な要請等が行われたところである。

*8 「政策評価に関する計画／結果」は、
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html>